

一般競争入札公告

令和6年7月31日

社会福祉法人至福の会 特別養護老人ホームむさしの園大規模改修工事に関する
一般競争入札について、下記の通り公告します。

社会福祉法人 至福の会
理事長 大野 裕明

記

1. 入札内容

- (1) 工 事 名 社会福祉法人 至福の会
特別養護老人ホームむさしの園大規模改修工事
- (2) 工事 場所 埼玉県狭山市南入曽1044-1
- (3) 工事 内容 大規模改修 外壁・屋上防水・消防設備・空調更新工事
- (4) 工事 期間 2024年9月契約後日～2025年3月15日（埼玉県補助金完了検査含む）
- (5) 建築 概要 構造鉄筋コンクリート造地上3階塔屋1階 本館新館
敷地 面積 5430.530 m²
延床 面積 5345.320 m²
- (6) 発 注 者 社会福祉法人至福の会
〒350-1316 埼玉県狭山市南入曽1044-1

2. 入札条件等

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
(入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函。入札後即開札)
- (2) 最低制限価格 有（非公開）
- (3) 入札予定価格 有（非公開）
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続または再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 令和 5・6 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加者名簿（建設工事）に記載されている単体業者で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - (ア) 建築工事の格付が㊤、A ランクであること
 - (イ) 資格審査数値が 1,000 点以上であること
 - (ウ) 経営事項審査の総合評定値（P）が 900 点以上であること
 - (エ) 川越県土整備事務所・飯能県土整備事務所
に本店が所在する。又は、狭山市・所沢市・入間市・飯能市・ふじみ野市に支店・営業所を有する事業者。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外期間中でない者であること。
- (6) 直近 5 年間以内に社会福祉施設又は医療施設（入所施設に限る）の改修、新築工事施工実績(150,000 千円以上、元請、単体受注)があること。
- (7) 法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係企業でないこと。
- (8) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者（様式第 11 号）であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者（様式第 12 号）は、この限りでない。
- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和6年8月9日(金曜日)午後4時までに参加申込をすること。
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
イ 会社案内・会社経歴書
ウ 経営事項審査総合評定値(P)のわかる経営審査票の写し
エ 令和5・6年度埼玉県競争入札参加資格ランクを証する書類
オ 特別養護老人ホームの施工実績(件名、金額、工期等)を証する契約書の写し
カ 法人登記簿謄本
(ア)様式は図渡し資料と一緒に送付します
- (4) 提出方法 メールまたは郵送または持参(郵送の場合は送付の証明が取れる方法、持参の場合は事前に連絡してください)。 ※締め切り日時必着
※冊子にファイリングして1冊の資料とすること。(メールの場合はファイルを入札日に持参すること)
見積書、全ページに通し番号を記載し、内容を項目別に、詳細に記載すること。
- (5) 提出・問合せ先
〒350-1316 埼玉県狭山市南入曽 1044-1
法人名：社会福祉法人至福の会
担当：北田裕幸
電話：04-2956-7770
Mail：kitada.h@e-musashinoen.com
※問い合わせは原則メールにてお願い致します

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書もしくは仕様書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された参加業者には【入札要綱書、仕様書、見積もり書式金抜き・一般競争入札参加資格確認結果通知書】をメールにて配布する。(現場説明会は行わないものとする。) 配布時間については申し込み順とし各社メールにて送付するものとする。
- (3) 配布した図面・仕様書は入札後に破棄し保存または流用しないものとする。

6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和6年7月31日(水曜日)
- (2) 応募締め切り日時 令和6年8月9日(金曜日) 午後4時まで
- (3) 仕様書等配布日時 令和6年8月13日(火曜日) 午後4時以降
※メールにてダウンロード URL を配布
- (4) 質疑書提出日時 令和6年9月2日(月曜日) 午後4時まで
※質問、回答の期間中に社名を伏せて全社同時に質問回答内容を3日に1回程
申込者全員に質問者無記名にてメール送信する
- (5) 入札予定日 令和6年9月6日(金曜日)(即日開札)
※時間、場所は入札要綱書により通知する。

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者において、最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。
なお、落札候補者であっても提出書類の不備・虚偽、または入札参加資格を満たさないことが判明した場合は失格とし、順次最安の事業者を精査し落札候補者とする。
失格となった事業者へは、その理由を文書にてメールで通知する。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は2回までとする)
ただし、初回入札参加者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は実施しない。
なお、再度入札では、前回入札で最低制限価格に満たない業者は参加できない。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人にて入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2者以上の入札書を提出した者、又は2者以上の者の代理をした者
- ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 埼玉県社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手順基準に準拠する。(必要に応じた補正を行うこと)
- (2) 契約保証金の徴収は免除する
工事遂行保証措置は、工事遂行補償保険(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)による事として、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (3) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、西部福祉事務所・県等から指導があった場合には従うこと。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意志がないものと見なし、2番目に評価で入札した業者と契約することができる。
- (6) 請負代金の支払時期に関しては、埼玉県特別養護老人ホーム等整備事業費補助金要綱による交付時期を目安とし、入札要綱により別に定める通りとする。

以上